

軽自動車OSSの手続の流れ(新車新規)

D-3.自動車検査証・検査標章を出頭して受取

<事前準備>
 ・自賠責保険申込(保険会社)
 ・署名用電子証明書付きマイナンバーカード、商業登記電子証明書取得(市町村役場、法務局)
 ・申請書の添付書類(使用者の住所証明)相当データ作成(軽自動車OSSポータルサイト、署名用電子証明書、商業登記電子証明書を使用)

<事前準備>
 ・申請書の添付書類(完検証、譲渡証、自賠責)の電子情報登録(登録情報処理機関)

<事前準備>
 ・電子納付利用申込(金融機関)
 ・署名用電子証明書付きマイナンバーカード、商業登記電子証明書、行政書士電子証明書取得(JPKI、法務局、セコムトラストシステムズ)

住所証明相当データ

電子証明書、電子署名

軽自動車使用者※1

※1 A-1以降は、使用者本人も可能

ディーラー

申請代理人

電子証明書、電子署名

電子申請書

B-13' 必要に応じて紙の添付書類を出頭して提出

各認証基盤 (JPKI、商業登記認証局、セコム認証局)

A-3.各種証明書検証

軽自動車OSS IFシステム

軽検協 検査関係システム

軽検協 事務所

軽自動車OSSコールセンター

インターネット (スマホ不可、IEのみ対応)

適宜問合せ(電話)

A-1.OSS申請 (電子申請書作成・送信)

<適時> 状況照会・通知 補正通知、補正、再申請

B-6.検査手数料・技術情報管理手数料納付指示送信

C-4.自動車重量税納付指示送信

B-7.検査手数料・技術情報管理手数料電子納付

C-5.自動車重量税電子納付

金融機関 (インターネットバンキング、ATM、国庫金ダイレクト納付)

収納代行システム

REPS (歳入金電子納付システム)

収納代行システム

REPS (歳入金電子納付システム)

MPN: マルチペイメントネットワーク

B-1.検査申請データ送信

B-3.検査申請前提条件チェック結果、検査手数料・技術情報管理手数料額送信

B-11.検査申請審査依頼送信

※2 申請者が紙の添付書類を併用する申請形態を選択されている場合は、目視審査を実施

B-14.検査申請審査結果送信

C-1.自動車重量税額送信

D-1.自動車検査証・検査標章交付依頼送信

B-2.申請前提条件チェック

B-12.登録情報処理機関から完検証・譲渡証・自賠責の電子情報を取得

B-13.原則自動審査※2

C-2.自動車重量税額送信

C-3.自動車重量税納付番号通知

C-8.自動車重量税納付確認

B-4.検査手数料・技術情報管理手数料額送信

B-5.検査手数料・技術情報管理手数料納付番号通知

B-10.検査手数料・技術情報管理手数料納付確認

B-8.検査手数料・技術情報管理手数料納付完了情報

C-6.自動車重量税納付完了情報

目視審査・交付等用端末類

D-2.自動車検査証・検査標章の発行

【凡例】

- 電子データの流れ
- - - 紙媒体の流れ
- 非オンライン作業
- A-1~4 OSS申請・受付フェーズ
- B-1~14 検査フェーズ
- C-1~8 自動車重量税納付フェーズ
- D-1~3 自動車検査証・検査標章交付フェーズ
- ↔ 複数フェーズに存在する作業

軽自動車OSSの手续の流れ(継続検査)

D-3.出頭して自動車検査証と軽自動車税の納税証明書類を提出し、有効期間の更新された自動車検査証・検査標章を受取

- <事前準備>
- ・自賠責保険申込(保険会社)
 - ・署名用電子証明書付きマイナンバーカード、商業登記電子証明書取得(市町村役場、法務局)

- <事前準備>
- ・申請書の添付書類(保適証、自賠責)の電子情報登録(登録情報処理機関)

- <事前準備>
- ・電子納付利用申込(金融機関)
 - ・商業登記電子証明書、行政書士電子証明書取得(法務局、セコムトラストシステムズ)

